

公 告

肉用子牛生産者補給金制度に係る積立金（負担金）について

1 肉用子牛1頭当たりの積立金（負担金）の額

（単位：円）

区 分	機 構	県	生産者	計
黒毛和種	600	300	300	1,200
褐毛和種	2,300	1,150	1,150	4,600
黒毛和種及び褐毛和種以外の 肉専用種の品種	6,200	3,100	3,100	12,400
乳用種の品種	3,200	1,600	1,600	6,400
肉専用種と乳用種の交雑種の 品種	1,200	600	600	2,400

2 適用時期

平成27年7月1日個体登録される（平成27年1月2日生まれの）肉用子牛から適用

3 農林水産省生産局長承認

平成27年8月5日付け27生畜第724号

平成27年8月10日

山形県山形市七日町3丁目1番16号
公益社団法人 山形県畜産協会
会 長 長 澤 豊